岩手県告示第774号

建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成25年10月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1(1) 処分をした年月日 平成25年9月27日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社岩手日建工業
 - イ 主たる営業所の所在地 北上市鬼柳町満屋103番地1
 - ウ 代表者の氏名 来内茂
 - 工 許可番号 岩手県知事許可 (般-23) 第7873号
 - (3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、管工事業及び造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成25年9月25日付けで建築工事業、大工工事業、管工事業及び造園工事業を廃止した旨の届 出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2(1) 処分をした年月日 平成25年9月30日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社前田
 - イ 主たる営業所の所在地 大船渡市赤崎町字宮野26番地
 - ウ 代表者の氏名 前田輝男
 - 工 許可番号 岩手県知事許可(般-24) 第90100号
 - (3) 処分の内容 造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成25年9月30日付けで造園工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第 4号に該当する。
- 3(1) 処分をした年月日 平成25年9月27日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社岩手日建工業
 - イ 主たる営業所の所在地 北上市鬼柳町満屋103番地1
 - ウ 代表者の氏名 来内茂
 - 工 許可番号 岩手県知事許可 (特-23) 第7873号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可の 取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成25年9月25日付けで土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業、塗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。